

黒川地域行政事務組合議会会議録

令和4年1月21日 第1回臨時会

黒川地域行政事務組合

第1回黒川地域行政事務組合（臨時会）

令和4年1月21日（金曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	菊池美穂君	4番	畑山和晴君
5番	渡辺良雄君	6番	石川敏君
7番	佐々木春樹君	8番	遠藤昌一君
9番	大友三男君	10番	金子透君
11番	高橋正俊君	12番	千坂裕春君
13番	門間浩宇君	14番	藤巻博史君
15番	和賀直義君	16番	犬飼克子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
教育長	上野忠弘君
代表監査委員	佐々木修君
助役	鎌田節夫君
総務課長	明石良孝君
財政課長	村田充穂君
会計管理者	碓井豪君
財政課副参事	佐藤初雄君
業務課長	田中孝幸君
兼教育次長	
業務課参事	

消防本部 消防長 石川 勉 君
消防本部 次長 高橋 正 君
消防本部 総務課長 石川 久志 君

職務のため議場に出席した職員

総務課 係長 寺嶋 千佳 君
総務課 主任 野口 綾 君

議事日程

令和4年1月21日（金曜日） 午前11時15分 開会

- | | | |
|-----|-----------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名…………… | 3 頁 |
| 第 2 | 会期の決定について…………… | 3 頁 |
| 第 3 | 諸般の報告…………… | 3 頁 |
| 第 4 | 議案第 1 号…………… | 5 頁 |
| 第 5 | 議案第 2 号…………… | 8 頁 |

午前11時37分 閉会

本日の会議に付された事件

- 議案第 1 号 令和3年度～令和9年度高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線
更新・移設・保守事業請負契約について
- 議案第 2 号 和解について

午前10時56分 開会

○議長（犬飼克子君） 続きまして、本会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は16人です。令和4年第1回黒川地域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼克子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番吉田耕大君、2番佐藤 牧君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（犬飼克子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、会議前に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（犬飼克子君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事会より報告事項がありますので、報告をしていただきます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、諸般の報告でございますが、配付している資料でございますとおり、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新・移設・保守事業に関わる移設工事につきまして、議決事件に該当しない契約となりますことから、概要について、担当より御報告させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 財政課副参事碓井 豪君。

○財政課副参事（碓井 豪君） それではお手元の資料、諸般の報告 1 ページをお開き願います。

本事業につきましては、消防指令システム消防救急デジタル無線更新工事、更新した指令システム無線運用に係る 5 年間の保守点検業務委託料、指令システムデジタル無線を消防庁舎へ移転する工事費を一括で入札したものでございます。一括で入札しておりますことから、諸般の報告につきましては、本事業のうち移設工事につきまして、御報告申し上げます。

詳細につきましては、次の 2 ページを御覧願います。

- 1、事業名は高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新・移設・保守事業。
- 2、入札の方法は条件付一般競争入札であります。
- 3、入札執行は 1 月 11 日（火）に入札執行したところでございます。
- 4、入札結果は入札回数が 1 回、（1）の応募者につきましては、入札公告した結果、3 者の参加申請があり、3 者とも入札参加資格を確認し、入札執行したところでございます。

沖電気工業株式会社の失格につきましては、入札会場に持参すべき入札参加資格確認通知書を持参していなかったため、失格となったものです。

応札者は富士通ゼネラルで、応札額は更新工事が 4 億 7,330 万円、移設工事が 8,990 万円、保守点検業務が 7,190 万円で、総額は 6 億 3,510 万円で、いずれも消費税抜きでございます。応札額はいずれも予定価格を下回っておりましたので、落札と決定をいたしました。また、低入札調査基準価格を設けておりましたが、該当はいたしませんでした。

5、落札者は仙台市宮城野区にございます、株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部にございます。

6、落札額につきましては、消費税込み総額 6 億 9,861 万円で事業全体に係る入札結果でございます。

議会報告事項になります移設工事に係る分といたしましては、9,889 万円でございます。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長（犬飼克子君） これで、理事会からの報告を終わります。

それでは、理事長より提出議案の説明を含め、挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、改めまして令和 4 年第 1 回黒川地域行政事務組合議会臨時会開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。本日ここに、令和 4 年第 1 回黒川地域行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、本年1月に入り再び全国で感染者が増加し、宮城県内におきましてもオミクロン株の感染が拡大しておりますことから、引き続き基本的な感染防止対策の徹底を図り、適切に事務事業を推進してまいります。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第1号は、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新・移設・保守事業に係る請負契約につきまして、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第2号、和解についてでございますが、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解案に基づき、東京電力ホールディングス株式会社と和解することにつきまして、議決をお願いするものでございます。

以上、今回提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、御可決賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いたします。

日程第4 議案第1号 令和3年度～令和9年度高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新・移設・保守事業請負契約について

○議長（犬飼克子君） 日程第4、議案第1号令和3年度～令和9年度高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新・移設・保守事業請負契約についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課副参事 確井 豪君。

○財政課副参事（確井 豪君） それでは、議案書1ページと併せまして、議案書説明資料、議案第1号関係1ページをお開き願います。

議案第1号、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新・移設・保守事業請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

下記事業について、次の請負契約を締結するため地方自治法第96条、第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的でございますが、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新・移設・保守事業です。

契約につきましては、3業務を一括とするものでございます。

2、契約の方法は、条件付一般競争入札による請負契約でございます。

3、契約金額は、3事業総額消費税込みで6億9,861万円、そのうち議会の議決をお願いします
更新工事に係る金額は、消費税込みで5億2,063万円でございます。

4、契約の相手方は、仙台市宮城野区でございます、株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネット
トワーク営業部でございます。入札の結果につきましては、議案説明資料1ページを御覧願います。

先ほど、諸般の報告で報告した資料と同じものになりますが、1、事業名から3、入札執行は記
載のとおりとなっております。

4、入札結果の(1)応札者は株式会社富士通ゼネラルで、応札額は更新工事が消費税抜きで4
億7,330万円で、予定価格は消費税抜きで5億909万円で、応札額は予定価格を下回っております
ので、落札と決定いたしました。

次の2ページにつきましては、本事業を図案化したものでございます。

説明は以上になります。

○議長(犬飼克子君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番和賀直義君。

○15番(和賀直義君) 今回の入札に関しては、更新工事の部分が該当で、この移設工事とか保守点
検業務ということに関しては、これは前の報告事項の中にあると、そういうふうな理解でよろしい
ですか。

○議長(犬飼克子君) 財政課長村田充穂君。

○財政課長(村田充穂君) それでは、和賀議員の御質問に御回答させていただきたいと思いま

す。今、御質問のとおりでございます。更新工事につきましては、議会の承認を頂戴します、処分に
関する条例に基づきまして、更新とさせていただいたものでございます。

あと移設工事につきましては、議会の議決を要しないということで、先の諸般の報告の中で報告
をさせていただいたものでございます。残りの保守契約につきましては、これはいずれにも該当し
ないということになりますので、今回の報告には除かせていただいているというところでございま
す。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(犬飼克子君) よろしいですか。和賀直義君。

○15番(和賀直義君) 今回のこの新しいシステムは、今既存のシステムがメンテナンスできる期間
がもうオーバーするのだということと説明受けているんですけども、この新しいシステムにする
ことによって、どういう特徴で、今までと同じなのか、今までよりもこういう面で特徴があるん
ですよとか、もしそういうのがあれば示していただきたいです。

○議長（犬飼克子君） 指令課長田口 学君。

○消防本部指令課長（田口 学君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。システム自体につきましては、現在のシステムをベースといたしまして、システムのほうを組ませていただいております。その中でも、今回のシステムでバージョンアップという部分なんですけれども、黒川管内、山岳地帯が多いということで、無線のとびが悪いということがございますので、無線のワット数、各車両に積載する無線機も、現在ワット数最大のものを考えて構築しております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。5番渡辺良雄君。

○5番（渡辺良雄君） 入札についてお尋ねをいたします。失格というのは御説明いただいて、資格証を忘れたということなんですけれども、これ考えてみますと、この担当者というのは、もう懲戒免職物のことかと思えます。ゆえに、すごい疑念を抱きます。

それはそうとして、2つ目の辞退と、どういうことなのか。失格と辞退で結局1者と。高額な入札について、失格と辞退、失格になる前に取りに帰れと言ってもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺のところを少し御説明いただきたい。特に辞退ですね。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは渡辺議員の御質問に御解答させていただきたいと思えます。まず、辞退につきましてはでございますが、辞退の通知でございますが、直接渡す際にこれを忘れると失格になりますということで、お話しさせてもらっているのと併せまして、書面のほうにもこれを忘れずと失格ということで書いているところでございます。にもかかわらず定刻の時間に、開始の段階で入場されたものですから、どうしても戻る時間とかもなく、事前にこちらのほうも十分な説明はしたということでございますので、規定に従いまして失格ということでさせていただいたものでございます。

辞退につきましては、これは社のほうの方針があるということをちょっとお伺いしているのみで、申し訳ございませんが、それ以上につきましては内容の把握については、ちょっとしておらないということでございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。ないですか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論な

しと認めます。

これより、日程第4 議案第1号 令和3年度～令和9年度高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新・移設・保守事業請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 和解について

○議長（犬飼克子君） 日程第5、議案第2号和解についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 議案第2号和解についてでございます。

議案書2ページ御覧願います。こちらにつきましては、令和2年8月に原子力損害賠償紛争解決センターに和解のあっせんを申し立てたもので、今回その和解案が双方に提示されたもので、議会の同意について、議決を求めるものでございます。

議案の内容を御説明いたします。和解について、組合は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に係る対策に要した費用についての損害賠償の請求について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、次のとおり和解できるものとするものでございます。

1、和解の相手方でございます。東京都千代田区に本社を有します、東京電力ホールディングス株式会社でございます。和解の内容でございますが、組合と相手側につきましては、こちらについて、別表は3ページにございますが、後ほどまとめて別表について御説明いたします。

別表の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2、相手方は、組合に対して損害項目について、和解案として80万円の支払い義務があることを認める。

3、相手方は、組合に対して和解金80万円を組合が署名押印した契約書を、相手方が受領した翌日から21日以内に振込するものということでございます。

4、組合と相手方については、記載の損害項目の期限に限り、以下の点を相互に確認するというものでございます。本和解に定める金額を超える部分については、効力が及ばないということで、

別途請求することを妨げない。本和解に定める金額に係る遅延金は、組合は相手方に対して別途請求しない。最後に、本和解に関する手続費用は、各自の負担とするものでございます。

別表につきましては、3ページお開き願います。

和解項目につきましては、損害項目一般廃棄物最終処分場の浸出水処理水放射性物質の測定検査費用28年度から30年度まで23万円、環境衛生センター放射性物質の追加検査費用27年度でございますが2万円。環境衛生センターの汚泥、乾燥汚泥の処分費用運搬費用も含まれますが、こちらにつきましては、平成23年度から平成30年度まで55万円、合わせて80万円となっているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願います。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番金子 透君。

○4番（金子 透君） また確認なんですけれども、先ほどいただいた全協の資料のA3版のほうです。未受領額が一番下176万何がしという金額をこの和解によって請求する権利も全て放棄するという理解でよろしいわけですか。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 金子議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第5、議案第2号和解についてを採決します。

お諮りします。議案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって、本日の日程を全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和4年第1回黒川地域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時37分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和4年1月21日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 犬 飼 克 子

署名議員 吉 田 耕 大

署名議員 佐 藤 牧